証券コード 3271 (発信日) 2023年9月8日 (電子提供措置の開始日) 2023年9月4日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 株式会社THEグローバル社 代表取締役社長 永 嶋 秀 和

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第13期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (アドレスhttps://www.the-g.co.jp/news/irnews.php)

株主総会資料 掲載ウェブサイト (アドレスhttps://d.sokai.jp/3271/teiji/)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧情報/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月25日(月曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年9月26日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第13期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結 果報告の件

2. 第13期(2022年7月1日から2023年6月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

本株主総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があった ものとして取り扱います。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表 (2)計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【株主総会ライブ配信のご案内】

- 1. 株主総会の模様をご自宅からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会ライブ中継のご案内」をご覧ください。
- 2. ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の出席には該当しないため、当日の決議に参加することはできません。議決権につきましては、次頁「議決権行使についてのご案内」に従って、事前に行使していただきますようお願い申しあげます。また、質問等を行うこともできませんので、予めご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年9月26日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2023年9月25日 (月曜日) 午後6時到着分まで



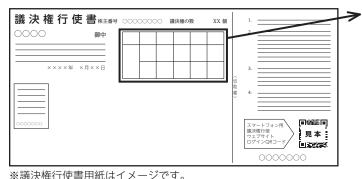
インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年9月25日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 替成の場合
- ≫ 「賛 | の欄に○印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄にO印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>>
- 「否」の欄に〇印
- | 横] の欄に〇印をし、
- 一部の候補者を 反対する場合
- 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

↑ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

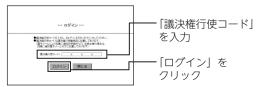
インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

事 業 報 告

(2022年 7月 1日から) (2023年 6月30日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ①事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年7月1日~2023年6月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限をはじめ各種規制の緩和・解除に伴い、イベント等の開催や国内旅行需要の回復に次いで、インバウンド需要の急速な持ち直し等、経済・社会活動は回復基調で推移しております。一方で、海外経済やロシア・ウクライナ情勢による物価・原材料価格の高騰や、過度な円安による物価上昇、人手不足の長期化が懸念されており、先行きは依然不透明な状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、首都圏の新築分譲マンション市場は、2023年上期(1月~6月)の供給戸数が1万502戸と前年同期(1万2,712戸)比17.4%減となったものの、東京都区部のシェアが46.7%と高水準となり、都心の超高額物件の突出した価格にけん引され平均価格8,873万円、㎡単価132.1万円とグロス、単価ともに上期過去最高値更新となりました。また契約率についても価格上昇にも関わらず依然堅調に推移しております(数値:不動産経済研究所調べ)。投資用不動産につきましても、アフターコロナを迎え、経済の回復と継続する円安や低金利環境を背景に、海外投資家から見る国内不動産は依然として魅力的と捉えられており旺盛な状態が続いております。

このような状況下当社グループでは、首都圏を中心とした分譲及び収益マンションの仕入活動の強化を行うとともに、物件開発、販売に努めました。

ホテル業界におきましては、国内需要の活性化に加え、2022年10月の「入国上限数の撤廃」等の水際対策の緩和により訪日外国人観光客数は増加しており、2023年6月には200万人超とコロナ前の約7割強まで回復し、宿泊施設の稼働率も順調に回復基調で推移しております(数値:観光庁調べ)。当社グループにおきましても、定期建物賃貸借契約を締結している一部ホテルの営業再開及び新規運営を開始いたしました。一方、販売用不動産に計上しておりました「京都プロジェクト」等11物件は売却しております。

また、不動産流動化事業(不動産のバリューアップを図り、収益性を高め、価値向上を図る 事業)にも、着手しております。オフバランス化により、財務状況の健全化を図りつつ、事業 に取組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は42,393百万円(前期比64.6%増)、営業利益2,205百万円(前期比182.4%増)、経常利益1,566百万円(前期比302.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,746百万円(前期比276.7%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[分譲マンション事業]

分譲マンション事業におきましては、「ウィルローズ秋葉原」、「ウィルローズ南浦和」等 合計121戸の引渡を行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高5,786百万円(前期比55.4%増)、営業 利益676百万円(前期比75.6%増)となりました。

[収益物件事業]

収益物件事業におきましては、「王子Ⅲプロジェクト」、「恵比寿プロジェクト」、「板橋下赤塚プロジェクト」等、収益物件17物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高18,716百万円(前期比9.3%減)、営業 利益2.982百万円(前期比24.5%増)となりました。

[販売代理事業]

販売代理事業におきましては、グループ会社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部67物件140戸、東京都下5物件7戸、神奈川県9物件97戸、埼玉県4物件79戸、千葉県2物件3戸、茨城県1物件1戸、長野県1物件27戸、合計89物件354戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高837百万円(前期比69.1%増)、営業 利益346百万円(前期は営業利益20百万円)となりました。

[建物管理事業]

建物管理事業におきましては、2023年6月30日現在のマンション管理戸数が3,827戸となります。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高473百万円(前期比1.3%増)、営業利益46万万円(前期比2.1%減)となりました。

「ホテル事業」

ホテル事業におきましては、京都におけるホテル運営及び「浅草花川戸プロジェクト」、 「京都プロジェクト」等11物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高16,848百万円(前期は売上高480百万円)、営業損失605百万円(前期は営業損失1,131百万円)となりました。

「その他」

その他としましては、不動産賃貸事業等による収入であります。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高65百万円(前期比56.5%減)、営業損失15百万円(前期は営業損失12百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、新規開設したホテルの備品類5百万円、従業員用パソコンの入れ替え9百万円等、総額14百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

[X	分	第10期 (2020年6月期)	第11期 (2021年6月期)	第12期 (2022年6月期)	第13期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売	上	高(千円)	25,702,085	18,355,537	25,761,354	42,393,029
当 期 親会社	株主に帰原純 利 益 株主に帰原純 損 失 (又は,一四、	△4,836,917	△4,089,838	463,700	1,746,912
	こり当期純利 こり当期純損		△356.36	△191.69	16.38	61.72
総	資	産(千円)	46,303,891	33,002,784	40,372,982	33,243,581
純	資	産(千円)	4,404,183	3,278,730	3,596,978	5,292,191
1 株当	1たり純資	産額(円)	319.92	115.83	127.08	186.96

(注) 1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の主要株主であり筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社は、2023年6月30日現在、当社株式に係る議決権割合51.95%を有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社及び当社連結子会社である株式会社グローバル・エルシードは、親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社との間で、不動産信託受益権売買契約の締結を2023年3月24日、2023年6月26日に行っております。また、SBIホールディングス株式会社の子会社である株式会社SBI証券との間で極度方式基本契約の締結、同新生インベストメント&ファイナンス株式会社との間で資金の借入契約を行いました。当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

口. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 当社は親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、当社の独立役員である社外取締役明石昌氏 並びに社外監査役である三枝龍次郎氏、山上友一郎氏からも当社経営に対する適切な意見を得 ながら、当該取引の実施の可否を決定しております。 ハ. 取締役会の判断が社外役員の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバル住販	463,810千円	100.0%	不動産販売代理他
株式会社グローバル・エルシード	100,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ハート	50,000千円	100.0%	不動産管理他
株式会社グローバル・キャスト	350,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	10,000千円	100.0%	ホテル運営

④ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社グローバル住販	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,011百万円	3,926百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、景気の持ち直しが見られたものの、ウクライナ情勢を中心とした地政学リスクにおける不透明感の長期化にともなう、物価・原材料価格の高騰、過度な円安による物価上昇、人手不足など、当面は先行き不透明な状態が続くと考えられます。

2023年8月10日に開示いたしました「株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストとの吸収合併契約(簡易合併)の締結並びに執行役員制度の導入に関するお知らせ」のとおり、2023年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストを消滅会社とする吸収合併を行う吸収合併契約を締結いたしました。当社グループのさらなる成長拡大、ひいては当社グループの企業価値及び株主価値の向上のためには、純粋持株会社である当社と事業会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストを統合することで、事業上の効率的な運営を実現することが重要な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業	主要な取引
分譲マンション事業	マンションの企画・開発・分譲等
収益物件事業	賃貸マンション、オフィスなどの収益物件その他の企画・開発・販売
販 売 代 理 事 業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建物管理事業	分譲マンション等の管理業務
ホーテール 事 業	宿泊施設等の企画・開発・販売・運営等

(6) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

当 社	本社:東京都新宿区
株式会社グローバル住販	本社:東京都新宿区 仲介センター:東京都中央区
株式会社グローバル・エルシード	本社:東京都新宿区 支店:京都府京都市
株式会社グローバル・ハート	本社:東京都新宿区
株式会社グローバル・キャスト	本社:東京都新宿区 支店:埼玉県所沢市
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	本社:東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 当社グループの使用人の状況

<u> </u>	
使用人数	前連結会計年度末比増減
140名 (41名)	1名増(19名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	3名増	49.9歳	5.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借				ス					先	借	入	金	7,	残	高
株	式	会	社		S	В	I	証	券				5,	101,00	00千円
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行				2,	870,00	00千円
株	式	会	社	き	5	ぼ	L	銀	行				2,	244,00	00千円
株	式	会	- 1	生	東	禾		銀	行				1,	830,00	00千円
株	式	会	社	7,	*	<u>ą"</u>	ほ	銀	行				1,	660,00	00千円
株	式	会	- 1	生	島	村	灵	銀	行				1,	500,00	00千円
株	式	会	社	静	畄	中	央	銀	行				1,	476,00	00千円
新生	Eイン	ベス	トメン	· 1 8	レファ	ィイナ	ンス	株式:	会社				1,	060,00	00千円
株	式	会	社	第	兀	北	越	銀	行				1,	000,00	00千円
東	京	シ	テ	1	,	信	用	金	庫					800,00	00千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023年8月10日に開示いたしました「株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストとの吸収合併契約(簡易合併)の締結並びに執行役員制度の導入に関するお知らせ」のとおり、事業上の効率的な運営を実現することにより、当社グループのさらなる成長拡大、企業価値の向上、株主価値向上を目的に、2023年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストを消滅会社とする吸収合併を行う吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 60,000,000株

② 発行済株式の総数 28,306,000株 (自己株式76株を含む)

③ 株主数 9,024名

4 大株主

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
S B I ホ ー	ルディング	、ス株式	会 社		14,705,0	000株			51.9	5%
永	嶋	秀	和		2,395,6	500株			8.4	5%
SСВНК	AC EFG	вамк	A G		1,030,0	000株			3.63	3%
日本マスタ	ートラスト信! 託	託銀行株式 □	Ì会社)		534,3	300株			1.88	8%
株式会社	ワイエム	エスデ	ィ ー		400,0	000株			1.4	1%
株式会	社 3 H ·	トラフ	スト		400,0	000株			1.4	1%
日本証	券金融	株式会	会 社		386,2	200株			1.3	5%
上田八	木 短 資	株式会	社		385,2	200株			1.30	5%
永	嶋	康	雄		241,3	300株			0.8	5%
岩井コ	ス モ 証 券	株式	会 社		199,6	500株			0.70	0%

⁽注) 持株比率は、自己株式(76株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	3	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	永 嶋 秀	和	株式会社グローバル住販 取締役 株式会社グローバル・エルシード 取締役 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director 株式会社グローバル投資顧問 取締役
取締役会長	明石	昌	株式会社WillBE 代表取締役
取 締 役	岡田圭	司	株式会社グローバル・エルシード 代表取締役社長
取締役	山名徳	雄	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 監査役
取 締 役	髙村正	人	SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 株式会社SBI証券 代表取締役社長 株式会社アスコット社外取締役
取 締 役	有泉俊	介	SBIホールディングス株式会社 株式会社アスコット社外取締役
常勤監査役	吉田	修	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役 株式会社グローバル・キャスト 監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 監査役
監 査 役	中 野 剛	章	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役 株式会社グローバル・キャスト 監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 監査役
監 査 役	三枝龍次	郎	
監 査 役	山上友一	郎	監査法人プレンプション代表社員

- (注) 1. 取締役明石昌氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役三枝龍次郎氏及び監査役山上友一郎氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、明石昌氏、三枝龍次郎氏及び山上友一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役三枝龍次郎氏は長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役山上友一郎氏は公認会計士として、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役髙村正人氏、有泉俊介氏、明石昌氏、及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

④ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中林 毅			当社 取締役会長 平安ジャパン・インベストメント株式会社 代表取 締役 株式会社アスコット 代表取締役社長
田村達裕	2022年9月27日		当社 取締役 平安ジャパン・インベストメント株式会社 株式会社アスコット 取締役
豊泉謙太郎		任期満了	当社 取締役 株式会社アスコット 取締役
豊島英征			当社 社外取締役 OMM法律事務所
小林一久			当社 社外監査役 株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役
柳田 聡			当社 監査役 株式会社アスコット 社外監査役

⑤ 取締役の報酬等

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的にはその職務に鑑み、固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

当社は2022年9月27日開催の取締役会において、代表取締役社長永嶋秀和に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

		報酬等の総額	報酬等0	千円)	対象となる		
	分	(千円)	基本報酬	業績連動 非 金 銭 報 酬 等 報 酬 等		役員の員数 (名)	
取締	役	80,400	80,400			3	
(うち社外取締犯	役)	(1,200)	(1,200)		_	(1)	
監査	役	38,850	38,850			5	
(うち社外監査役)		(11,850)	(11,850)		_	(3)	
合	計	119,250	119,250	_	_	8	
(うち社外役員)		(13,050)	(13,050)		_	(4)	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

- 2. 取締役及び監査役の報酬額は、2011年9月28日開催の第1期定時株主総会の決議により、それぞれ 年額500,000千円以内及び年額50,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取 締役の員数は10名(内、社外取締役は2名)、監査役の員数は3名(内、社外監査役は2名)です。
- 3. 上記には、当事業年度において退任した社外取締役1名、退任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度において岡田圭司氏は当連結子会社株式会社グローバル・エルシードの代表取締役社長として、役員報酬を受け取っていることから、上記の対象となる役員の員数には含めておりません。また、その他に無報酬の取締役6名及び監査役1名がいるため支給員数と相違しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位 氏 名		兼職の状況
取締役会長	明石昌	株式会社WiLLBE 代表取締役
監査役	三枝 龍次郎	
監査役	山上 友一郎	監査法人プレンプション代表社員

- (注) 当社と株式会社WiLLBE及び監査法人プレンプションとの間には、取引関係はありません。
 - ロ 当事業年度における主な活動状況

地	b 1	立		В	Ē =	名		当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果 たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	明	石]			当事業年度に開催された取締役会24回のうち、24回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監	査	役		枝	龍	次	郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回すべてに出席し、監査役会16回のうち16回すべてに出席いたしました。監査役として取締役の業務執行を監査し、取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、内部統制の構築、運営について取締役の業務執行上の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監	査	役	Ш	上	友		郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち、2022年9月27日の就任以降に開催された取締役会19回すべてに出席し、監査役会16回のうち就任以降に開催された11回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、公認会計士としての財務及び企業監査に関する専門的な知識、豊富な経験と専門的見地から、当社監査体制の強化を図るための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

1) 名称

アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他	4F 000 T III
の財産上の利益の合計額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

- (1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査役会は、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるアスカ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、当社取締役会決議において、2015年5月1日に会社法改正に伴う必要な改定を実施しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めに則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス 委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が 実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規 程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議 又は委員会に出席し、必要があると認めたときには、適宜適切に意見を述べるとともに、 必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

(5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく 適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是 正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報 システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を 確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を 管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役に就任することにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。
- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反又はその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。
- (11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底するとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を 実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当該連結会計年度において、重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、原則として年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

資 産	の	部	負 債 の 部
流 動 資 産		32,234,758	流 動 負 債 22,976,645
	_	4742040	買 掛 金 712,848
現 金 及 び 預	金	4,743,919	短期借入金 10,946,000
売掛	金	62,394	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 8,574,159
販売用不動	産	2,461,460	1年内償還予定の社債 100,000
			未 払 金 566,271
仕掛販売用不動	産	23,636,398	未 払 法 人 税 等 36,051
 前 払 費	用	862,891	未 払 消 費 税 等 757,239
			前 受 金 1,033,450
その	他	467,693	賞 与 引 当 金 9,711
 固 定 資 産		1,008,822	そ の 他 240,914
		1,000,022	固 定 負 債 4,974,744
有 形 固 定 資 産		59,382	社 債 1,740,000
7. ** *** *** *** ***	H-/m	42.650	長期借入金 3,164,319
建物及び構築	物	42,658	繰 延 税 金 負 債 5,966
そ の	他	16,723	その他 64,459
			負 債 合 計 27,951,389
無形固定資産		8,583	純資産の部
 投資その他の資産		940,856	株 主 資 本 5,442,046
			資 本 金 1,924,376
投資有価証	券	304,557	資 本 剰 余 金 2,870,605
 	金	326,048	利 益 剰 余 金 647,098 自 己 株 式 △33
	312	320,040	
繰 延 税 金 資	産	194,185	その他の包括利益累計額 △149,854 その他有価証券
その	他	485,002	評価差額金
		. 2.62.03=	為替換算調整勘定 △150,511
貸 倒 引 当	金	△368,937	純 資 産 合 計 5,292,191
資 産 合	計	33,243,581	負債・純資産合計 33,243,581

連結損益計算書

(2022年7月1日から (2023年6月30日まで)

科目		金	額
売 上 高			42,393,029
売 上 原 価			36,530,731
売 上 総 利	益		5,862,297
販売費及び一般管理費			3,656,483
営 業 利	益		2,205,814
営業外収益			
受 取 利 受 取 手 数	息	2,408	
受 取 手 数	料	7,070	
受 取 地 代 家	賃	21,777	
受 取 地 代 家 貸 倒 引 当 金 戻 入 雇 用 調 整 助 成	額	55,314	
雇 用 調 整 助 成	金	1,495	
為	益	49,567	
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	他	25,072	162,706
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	635,021	
支 払 手 数	料	136,986	
支 払 手 数 社 債 発 行 費 そ の	用	19,687	004 746
ح م الله الله الله الله الله الله الله ال	他	10,051	801,746
経 常 利	益		1,566,774
特 別 利 益 固 定 資 産 売 却	益	100,000	
	料料		180,539
│	1-1	80,539	100,559
	損	576	
役 員 退 職 慰 労	金	100,000	
	損	3,600	
事業撤退	損	24,501	128,678
		24,501	1,618,636
法人税、住民税及び事業		36,350	1,010,050
法 人 税 等 調 整	額	△164,627	△128,276
法 人 税 等 調 整 当 期 純 利	益	, 0 2 /	1,746,912
親会社株主に帰属する当期純			1,746,912

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から (2023年6月30日まで)

						株 主 資 本								
					資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当	期	首	残	高		1,924	,376	2,870,605	△1,099,814	△33	3,695,133			
連結	会計年	F 度 中	の変!	動額										
親当	会社が期	k 主に 純	帰 属 利	する 益					1,746,912		1,746,912			
株項の		直結 会	以 外 計 年) 純 純											
連結	会計年月	度中の	変動額	合計			_	_	1,746,912	_	1,746,912			
当	期	末	残	高		1,924	,376	2,870,605	647,098	△33	5,442,046			

Г							₹(
							その他有価証券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当		期		首	残	高	230	△98,384	△98,154	3,596,978
連	結	会 計	年	度 中	の変	動額				
	親当	会 社期	株	主 に 純	帰 属 利	す る 益				1,746,912
	株項の	目の	資連動	本 結 会 額 (以 夕 計 年 純	ト 度中 額)	427	△52,127	△51,700	△51,700
連	結:	会計年	度	中の	変動額	合計	427	△52,127	△51,700	1,695,212
当		期		末	残	高	657	△150,511	△149,854	5,292,191

貸 借 対 照 表 (2023年6月30日現在)

資 産	の	部	負債の部
流 動 資 産		1,820,918	流 動 負 債 3,544,766
現金及び預	金	465,908	短期借入金 2,810,000
売掛	金	441,540	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 328,315
前 払 費	用	13,122	1年内償還予定の社債 60,000
未 収 入	金	421,286	未 払 金 275,169
短期貸付	金	470,000	未 払 費 用 15,594 預 り 金 7,242
そ の	他	9,059	賞 与 引 当 金 1,611
			その他 46,834
 固定資産		2,105,395	固 定 負 債 219,924
		36,576	社 債 200,000
建	HJm		長期借入金 10,000
	物	16,450	その他 9,924
構築	物	12,408	負 債 合 計 3,764,690
その	他	7,718	純 資 産 の 部
無形固定資産		1,116	株 主 資 本 161,622
投資その他の資産		2,067,701	資本金1,924,376資本剰余金2,870,605
関係会社株	式	1,649,732	資本剰余金2,870,605資本準備金1,811,176
 	金	1,600,000	その他資本剰余金 1,059,429
敷金及び保証	金	108,745	利 益 剰 余 金 △4,633,325
			その他利益剰余金 △4,633,325
	他	35,569	繰越利益剰余金 △4,633,325
貸倒引当	金	△1,326,346	自 己 株 式 △33
			純 資 産 合 計 161,622
資 産 合	計	3,926,313	負債・純資産合計 3,926,313

損益計算書

(2022年7月1日から) (2023年6月30日まで)

	科				B		金	額
売		上		高				1,203,673
	売	上	総	利		益		1,203,673
販	売 費 及	Ω, —	般 管	理 費				889,268
	営	業		利		益		314,404
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	85,140	
	そ		\bigcirc			他	5,120	90,261
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	78,931	
	社	債		利		息	3,018	
	貸 倒	引 :	当 金	繰	入	額	219,991	
	そ		\mathcal{O}			他	6,200	308,142
	経	常		利		益		96,524
特	別		損	失				
	固定	資	産除	売	却	損	576	576
1	兑 引	前当	期 期	純	利	益		95,947
>	去人税。	、住身	民 税 7	及び	事 業	税	82,829	
>	去 人	税	等	調	整	額	7,608	90,437
È	当 其	Ŋ.	純	利		益		5,509

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から) (2023年6月30日まで)

						株 主 資 本													
								資本乗	余金	È			利益	剰余金					
					資 本 金	資	4	その)他	資剰を	本 余 金	そ剰	の他利益 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純合	資	産計
						準備	金	資剰 弁	資 本 !!		剰余金合計	繰剰	越 利 益余 金						
当	期	首	残	高	1,924,376	1,811,1	76	1,059	,429	2,870	0,605		4,638,835	△4,638,835	△33	156,113		156,1	113
事業	美年 度	Φ 0.	変動	額															
当	期	純	利	益									5,509	5,509		5,509		5,5	509
事業	年度中	□の変	動額台	計	_		-		_		_		5,509	5,509	_	5,509		5,5	509
当	期	末	残	高	1,924,376	1,811,1	76	1,059	,429	2,870	0,605		4,633,325	△4,633,325	△33	161,622		161,6	522

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

株式会社THEグローバル社 取締役会 御中

アスカ監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦 業務執行社員 公認会計士 若 尾 典 邦 指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

アスカ監査法人 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦 業務執行社員 公認会計士 若 尾 典 邦 指 定 社 員 公認会計士 今 井 修 二 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年8月10日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、完全子会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストと吸収合併を行うことを協議し、本合併に係る吸収合併契約を締結している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引に関する事項(会社法施行規則第 118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由)については、取締役会その 他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の 利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについ ての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月21日

株式会社THEグローバル社 監査役会

 常 勤 監 査 役 吉 田 修 ⑩

 監 査 役 中 野 剛 章 ⑪

 社 外 監 査 役 三枝 龍次郎 ⑪

 社 外 監 査 役 山上 友一郎 ⑩

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の 監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナ ンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行の さらなる迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構 築を目指すため、本株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること といたしたく、監査等委員会への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委 員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行 うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の 決議により行うことができる旨を定款変更案第35条として新設するものであります。
- (3) 2023年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会 社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストを消滅会社とする吸収合併 を実施することに伴い、現行定款第2条に新たな事業内容を追加するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、当該変更後の定款に別段の定めがある場合を除き、本株主総会終 結の時をもって効力が発生するものといたします。

	(ト線は変更部分を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (1) ~ (44) (条文省略) 2. 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1. 次の事業を営む <u>こと、並びに次の</u> 事業を営む会社及びこれに相当す る事業を営む会社の株式を保有す ることによる当該会社の事業活動 の支配・管理 (1) ~ (44) (現行どおり) 2. 当会社は、前項に付帯する業務を 営むことができる。

現行定款	変更案
(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第2章 株式	第2章 株式
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によって、 市場取引等により自己の株式を取得する ことができる。	(削 除)
第 <u>8</u> 条~第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条〜第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>12</u> 条~第 <u>14</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条〜第 <u>13</u> 条 (現行どおり)
(電子提供措置等) 第15条 (条文省略) 2. 当会社は、電子提供措置事項の うち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主 に対して交付する書面に記載しな いことができる。 第16条~第17条 (条文省略)	(電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) 2. 当会社は、電子提供措置事項の うち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しない ことができる。 第15条~第16条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とす る。	(取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は <u>10</u> 名以内とする。
(新 設)	2. 当会社の監査等委員である取締 役は5名以内とする。
(取締役の選任方法) 第19条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(取締役の選任方法) 第18条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
	(削 除)

現行定款

(取締役の任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって 代表取締役を選定する。

> 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて 取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることができる。

変更案

(取締役の任期)

第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の五期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4. 会社法第329条第3項に基づき 選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び取締役社長)

- 第20条 取締役会は、その決議によって 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の中から代表取締役を 選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役社長1名を定める。

現行定款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第 <u>23</u> 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 第1項にかかわらず、監査等委員は、取
3. 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役 <u>及び各監査役</u> に対して発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。	締役会を招集することができる。 4. 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役に対して発 するものとする。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短 縮することができる。
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 当会社は、会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の 決議によって重要な業務執行(同 条第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部又は一部を取 締役に委任することができる。
第 <u>24</u> 条~第 <u>25</u> 条 (条文省略)	第 <u>23</u> 条〜第 <u>24</u> 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

	·
現行定款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役(業務執 行取締役等であるものを除く)と の間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1 項の規定により、取締役(業務執 行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
<u>(監査役の員数)</u> 第28条 当会社の監査役は、5名以内とす <u>る。</u>	(削 除)
(監査役の選任方法) 第29条 監査役の選任決議は、株主総会に おいて議決権を行使することがで きる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期 は、前任者の任期の残存期間と同 ーとする。	(削 除)

田仁中物	亦古安
現行定款	変 更 案
(常勤監査役) 第31条 監査役会は監査役の中から常勤の 監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査役に対して発す るものとする。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮 することができる。	(削 除)
(監査役の報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。	(削 除)
(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、任務を怠ったこと による監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができ る。 2. 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令が規 定する額とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤監査等委員) 第27条 監査等委員会は、監査等委員で ある取締役の中から常勤の監査等委員 を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員に 対して発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議の方法) 第29条 監査等委員会の決議は、議決 に加わることができる監査等委 員の過半数が出席し、その過半 数をもって行う。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第35条~第36条 (条文省略)	第30条~第31条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>37</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定め る。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>32</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て 定める。
第 <u>38</u> 条 (条文省略)	 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当会社は、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に定める事 項については、法令に別段の定め がある場合を除き、取締役会の決 議によって定めることができる。

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第 <u>40</u> 条 (条文省略) (新 設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第36条 (現行どおり) 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎 年12月31日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰 余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。	(削 除)
第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
附則	附則
(株主総会の招集に関する経過措置) 第1条 定款第12条第2項の新設は、当会 社が実施する場所の定めのない株主 総会が、経済産業省令・法務省令で 定める要件に該当することについ て、経済産業大臣及び法務大臣の確 認を受けた日をもってその効力を生 ずるものとし、本条は、効力発生日 経過後これを削除する。	(株主総会の招集に関する経過措置) 第1条 定款第11条第2項の新設は、当会 社が実施する場所の定めのない株主 総会が、経済産業省令・法務省令で 定める要件に該当することについ て、経済産業大臣及び法務大臣の確 認を受けた日をもってその効力を生 ずるものとし、本条は、効力発生日 経過後これを削除する。
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第2条 当会社は、第13期定時株主総会 終結前の行為に関する会社法第 423条第1項所定の監査役(監査役 であった者を含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除するこ とができる。

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(6名)は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役(以下、本議案において「取締役」といいます。)5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	が 嶋 秀 和 (1970年11月6日)	1995年 4 月 1998年11月 (有)プローバル住販 代表取締役 1999年 2 月 2006年 6 月 2006年 9 月 (株)エーマングェルディ(現 株)プローバル・キャスト) 取締役社長 2006年 9 月 (株)エルシート*(現 株)プローバル・エルシート*)取締役 2009年 7 月 2010年 7 月 2010年 7 月 2010年 7 月 2010年 7 月 2010年 7 月 2010年 7 月 2012年 5 月 Global Real Management(Singapore)Pte.Ltd. Chairman and Director 2013年12月 2016年12月 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director (現任) 2017年10月 (株)プローバル・エルシート*代表取締役会長 2021年 8 月 株)プローバル・エルシート*代表取締役(現任)	2,395,600株
	ップと実行力により、	里由] 〕前身である株式会社グローバル住販を1998年に創業以来、強力 事業領域及び事業規模の拡大に尽力し、グループ各社を設立 5場第一部上場を果たすなど当社の経営には欠くことのできない。	、牽引。2016
	す。また、グループの 拡大を推し進めて参り	日場第一部工場を果たすなと当社の経営には欠くことのできない 中長期的経営戦略や当社の基盤事業において豊富な知識と高い記ました。当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにで たが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同E	職見の下、事業するため、引き

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	節 董 董 司 (1975年12月15日)	1998年4月 2008年7月 (株都市建コ-ポート・ション入社 2012年1月 2015年10月 2016年9月 2021年5月 2021年8月 2021年9月 2021年9月 2021年9月 近藤産業㈱入社 (株)グ ローバル・エルシート・入社 同社開発事業部長 同社取締役開発事業部長 同社取締役副社長 (現任)	1,200株
	めとする開発事業拡大 プの発展に重要な役割		表としてグルー のにするため、

候補者	よりがな		所有する						
番号	(生年月日)	及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	当社の株式数						
3	溢 名 德 雄 (1967年11月13日)	1991年 4 月 (株)三和銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年 4 月 7イ・ティー・エックス株) 入社 2008年 7 月 同社 企画部長 2014年 2 月 (株)ツサイ 入社 経営企画部長 2015年 3 月 アイ・ティー・エックス株) 入社 財務部長 2017年 7 月 SBCメディゥルグループ入職 財務戦略室長 2021年 1 月 当社 入社 2021年 8 月 当社 管理部長 2021年 9 月 当社 取締役管理部長 2022年 9 月 (株)グローバル・エルシード監査役(現任) 2022年 9 月 (株)グローバル・キャスト監査役(現任) 2022年 9 月 (株)グローバル・トトーズ監査役(現任) 2022年 9 月 (株)グローバル・ホテルパートナーズ監査役(現任) 2023年 3 月 当社 取締役 (現任)	_						
	[取締役候補者とした理由] 山名徳雄氏は、金融機関及び企業の経営企画部、財務経理部等の責任者として長年にわたり指揮を執								
	り、その実績に基づく豊富な経験と幅広く高度な知識に加え、実行力を有しており、グループの企業 価値向上に貢献しております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするため、引き続き経								
	l	がなす。当性の経音体制の強化及り成及を延失なものにするだめ 価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を取締							
	たしました。								

候補者番 号	ぎりがる 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当所有す 及び重要な兼職の状況当社の株式								
4	たか もら まさ 人 高 村 正 人 (1969年2月26日)	1992年 4 月 (株)三和銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年 3 月 イ・トレート*証券(株)(現(株)SBI証券)入社 2005年10月 同社コーポ・レート部長 2006年 3 月 同社執行役員コーポ・レート部長 2007年 6 月 SBIイ・・トレート*証券(株)(現(株)SBI証券)取締役執行役員コーポ・レート部管掌 2012年 4 月 (株)SBI証券常務取締役コーポ・レート部管掌 2013年 3 月 同社代表取締役社長(現任) 2013年 6 月 SBIホールデ・ィング・ス(株)取締役 2016年 6 月 同社取締役執行役員専務 2017年 6 月 同社取締役執行役員専務 2017年 6 月 同社取締役執行役員専務 2018年 6 月 SBIオールデ・ィング・ス(株)取締役副社長 2018年 7 月 SBIオールデ・ィング・ス(株)取締役副社長 2018年 7 月 SBIネールデ・ィング・ス(株)取締役(現任) 2019年 3 月 マネータップ・(株) (現:SBIレミット(株)) 取締役 2019年 6 月 SBIホールデ・ィング・ス(株) 取締役 2019年 6 月 SBIホールデ・ィング・ス(株) 取締役 2020年 1 月 以オ、キャピ・タルケークス(株) 取締役 2021年 1 月 当社取締役(現任) 2021年 8 月 (株)ALBERT社外取締役	_							
	[取締役候補者とした理由] 髙村正人氏は、SBIグループをはじめとする企業の取締役及びトップとしての豊富な経験と企業経営に 関する高い識見と専門的かつ幅広い見識に優れており、当社グループの経営に重要な役割を担ってお									
	ります。当社の経営体	1的かり幅広い見識に愛れており、当在グループの経営に重要な役割を担って 4制の強化及び成長を確実なものとするため、引き続き経営にあたることが企]の利益に資するものと判断し、同氏を取締役候補者といたしました。								

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数							
5	明 石 曽 (1963年2月1日)	1985年 4 月 大和ハウス工業㈱入社 2011年 4 月 大和リビング(㈱) 代表取締役就任 大和エステート(㈱) 代表取締役社長就任 2012年 1 月 大和リビングマネジメント(㈱) 代表取締役就任 2014年 7 月 大和リビングューティリティーズ(㈱) 代表取締役社長就任 2016年10月 大和リビングスティ(㈱) 代表取締役社長就任 2019年 9 月 大和リビングスティ(㈱) 代表取締役社長就任 2021年 3 月 (㈱三洋 取締役就任(現任) 2021年 4 月 (㈱)バンカーズ 取締役就任(現任) 2021年 4 月 (㈱)WillBE 代表取締役就任(現任) 2021年 9 月 当社社外取締役(現任) 2022年 9 月 当社和締役会長(現任)	_							
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 明石昌氏は、長年にわたり大和ハウス工業㈱グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産業界における豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い見識及び高い経営視座を有しております。その経験と視座を基に客観的、経営的視点等から職務執行に対する監督、指導をいただいており、当社の経営体制の強化及び持続的成長を確実なものにするため、引き続き経営にあたることが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。									

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 髙村正人氏は、当社の親会社でありますSBIホールディングス㈱の代表取締役副社長を兼務しております。
 - 3. 明石昌氏は、社外取締役候補者であります。なお明石昌氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4. 明石昌氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 - 5. 当社は、明石昌氏、及び髙村正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏らの再任が承認された場合は、同氏らとの間で当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

		血直寸支兵でのも	- 100,4110	-> 15(11	0,0	,,		, , ,	,				
候補番	者号		略 及	歴 び	当重	社 要	おな	け 兼	る地職	は の	、 担 状	当況	所 有 す る 当社の株式数
Н.		(工 午 / 口 口/			·								+
1	1	^{なか} の ^{たか} 質 中 野 剛 ¹ (1963年11月30日)	2005: 2011: 2017: 2021: 2022: 2022: 2022:	年10月 年6年4年年4月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	大和リ同社総同社報 (株)SBI 同社事 (株)グロ (株)グロ	Nウス工: ヒ`ング(株), 経営企画; 執行役員; 証券入社 事業開発; ーバル・キャ; ーバル・セ期;	入社 部長 経営 : 部ド ジャト 監査	E画部f E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	現任)				_
			2022 2022	年9月年9月	(株)グロ 当社監	-バル・ハー -バル・ホテノ 監査役(現	۱/۱° - ۱			見任)			
1		[監査等委員である取	締役候	甫者と	した理]由]							
1													
1		中野剛章氏は、大和ハウスグループにて長年にわたり培われた不動産の豊富な知識と執行役員、経営 企画部長として経営に携わった経験に基づく客観的見地から、当社グループ全体の経営に対し、適切											
1													
1		かつ有益な助言や指	尊をいた	こだけん	るもの	と判断し	ノ、同	氏を闘	告查等	委員で	ある取締	3役候	補者といたしま
1		した。	-										
		0700											

候補者	ふりがる 氏 名	略	歴、	当	社 に	お	け	る	地	位	`	担当	所有する
番号	(生年月日)	及	Ω,	重	要	な	兼	İ	職	\mathcal{O}	状	: 況	当社の株式数
	** が ゆう いち ろう 山 上 友 一 郎 (1973年9月6日)	2006 2010 2019	5年4月 5年11月 5年7月 9年7月 2年9月	太陽A 公認会 監査法	SG監査 会計士登 法人プル	法人(録 プション	設立			£監査)入所	_
2	2 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 山上友一郎氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び企業監査 に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社 監査体制の一層の強化を図るための有益な助言や提言が期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。												

候補者番号		略 歴 、 及 び	当 社 に お 重 要 な	ける地 兼 職	位 、 担 の 状	当 所 有 す る 況 当社の株式数	
3		2004年9月2006年10月	長島·大野法律事務所)入所 Schulte Roth&Za 外務省国際法局経済 長島·大野·常松法領 (㈱産業革新投資機 (現任)	bel LLP(Nev A社会条約課 B事務所 復帰	wYork) 勤務 勤務	_	
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 上村直子氏は、国内外の法曹界や官庁においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い専性・見識を有しております。今後の当社のコーポレート・ガバナンス向上の観点から、取締役の職執行に対する中立的・客観的な立場で関与、監督又は助言いただくことを期待したためでありますなお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である外取締役として適切にその職務を遂行することができるものと判断しております。						

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 山上友一郎氏及び上村直子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、山上友一郎氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、上村直子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 - 3. 当社は、中野剛章氏、山上友一郎氏及び上村直子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、移行後の補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴 、 及 び	当 社 に お け る 地 位 、 担 当	所 有 す る
(生年月日)		重 要 な 兼 職 の 状 況	当社の株式数
さえ ぐさ りゅう じ ろう 三 枝 龍 次 郎 (1944年8月27日)	1989年7月 1991年9月 2002年6月 2006年9月 2006年9月 2006年9月 2010年7月 2010年7月 2013年12月 2016年4月 2020年9月	(株)日本勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 (株)オリエントコーポレーション出向 (株)オリエントコーポレーション常務取締役 東京リース㈱管理部長 (株)バートウェルス・マネジメント(現㈱グ゚ローバ゙ル・ハート) 監査役 (株)バートウェルス・マネジメント(現㈱グ゚ローバ゙ル・ハート) 監査役 (株)グ゚ローバ゙ル・キャスト監査役 (株)グ゚ローバ゙ル・キャスト監査役 (株)グ゚ローバ、ル・ボテルマネシ、メント監査役 (株)グ゚ローバ、ル・ボテルマネシ、メント監査役 (株)グ゚ローバ、ル・ボテルマネシ、メント監査役 (株)グ゚ローバ、ル・ボテルマネシ、メント監査役 (株)グ゚ローバ、ル・ボテルペ・トナース、監査役 当社社外監査役(現任)	_

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

三枝龍次郎氏は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な知識と経営に携わった経験に基づく 客観的な見地を有しており、これまでも当社グループの監査役を務め、適切かつ有益な助言や指導を いただいておりますことから、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 三枝龍次郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、新たに株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 3. 当社は、候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、三枝龍次郎氏との間で、 損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の 限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額500,000千円以内と承認いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、これを廃止したうえで監査等委員でない取締役の報酬額を年額500,000千円以内(内、社外取締役分は50,000千円以内)とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることとさせていただきたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告15頁に記載のとおりですが、本議案において設定した報酬額は、当社の事業規模、役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、相当であると判断しております。

当社の現在の取締役は6名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員でない取締役の員数は5名(内、社外取締役1名)となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。また、設定した報酬額は、当社の事業規模、役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

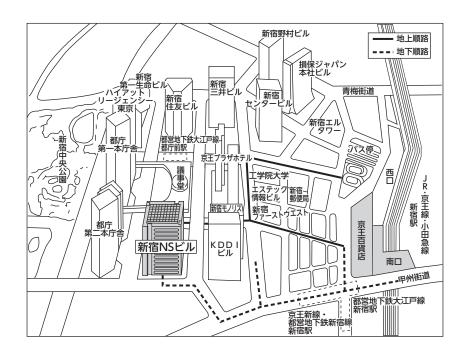
なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南□・西□」より徒歩7分

都営地下鉄線(新宿線)・京王新線 新宿駅「新都心□」より 徒歩6分

都営地下鉄線(大江戸線)都庁前駅「A3出口」より徒歩3分

